

中国最新法律 Newsletter

Vol.28



Contents

1

事業再生・倒産

中国子会社の再編・撤退（1）

- 総論 -



2

新法紹介

- 1 『中華人民共和国民法典』 契約編通則の適用の若干問題に関する解釈
- 2 『中華人民共和国涉外民事関係法律適用法』 の適用の若干問題に関する解釈（二）
- 3 越境貿易・投資のハイレベル開放の試行的拡大に関する通達
- 4 税関行政処罰裁量基準（一）
- 5 労災保険の適用対象の拡大に関する各地の通達



3

中国からの風便り

中国人に身近なマラソン大会



4

近時の活動

セミナー及び執筆のご紹介



5

中華人民共和国民法典

最高人民法院による『中華人民共和国民法典』 契約編通則の適用における若干問題に関する解釈



中国子会社の再編・撤退（1） - 総論 -



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

1 中国を取り巻く環境の変化

一昔前までの中国は、世界の工場として、世界中の生産性企業がその安価な労働力を求めて進出していたが、中国の経済成長に伴い労働コストが増加した結果、中国国内のより安価な地域や東南アジア等の第三国に生産拠点を移したり、中国国内の事業を整理・統合したりするなどの動きが出てきている。

近時、中国経済の先行きが不透明であることから、中国子会社の再編・撤退を考えている企業も少なからずあるのではないと思われる。そこで今回から複数回に分けて「中国子会社の再編・撤退」と題して、中国子会社の再編・撤退にはどのような方法があるのか、それぞれの方法の手続はどうすればよいのか、またどのような点に気を付ける必要があるのか等についてご紹介することとしたい。

2 選択肢は現状維持か撤退かだけではない

日本本社が中国子会社の業績を判断する場合、中国子会社の事業全体をひとくくりにして見る人が多いのではないと思われる。すなわち中国子会社が最終的に赤字であり改善の見込みがなければ撤退、黒字であるもしくは赤字幅が少なく改善の見込みがあるということであれば現状維持という判断になる傾向にあると思われる。

しかし中国子会社が複数の事業を営んでいる場合、事業ごとにその収益性は異なり、一部の事業だけが赤字であるという場合もあるだろう。そのような場合に黒字化できている事業もまとめて撤退ということになると、会社全体として見た場合にかえって損失につながるというケースもある。

そこで現状維持とも撤退とも異なる事業再編という選択肢を考慮に入れる必要が生じる。

3 事業再編に採り得る手法

既に中国に進出している日系企業の中には、中国

子会社を複数有している場合と、1社だけ有している場合の2通りがある。

まず中国子会社を複数有している場合で、それぞれの子会社のビジネスが成功しているものの管理費用を抑えたいという場合が考えられる。そのような場合、①合併や②管理性会社の活用といった方法が採られることがある。

まず①合併とは、2社以上の会社を合併して1つの会社にするをいうが、管理部門が統合されることにより管理コストが削減される他、複数の事業が1つの会社で行われることになりシナジー効果が期待できる場合があるとされている。

次に②管理性会社とは、中国に複数の中国子会社を有する場合に、中国国内の子会社を事業ごとに統括して管理する会社をいう。管理性会社により、管理コストを削減できる他、中国事業を一体として俯瞰することができ、より効率的に運営できるというメリットがあるとされている。

他方中国子会社を1社しか有しないが、その中国子会社が複数の事業を営んでおり一部の事業のみが赤字であるような場合、優良事業と不良事業とに分ける方法がある。具体的には①会社分割、②事業譲渡といった方法が採られる。

まず①会社分割とは、1つの会社を複数の会社に分割することをいう。これにより事業ごとに切り分けることが可能となる。中国法上の会社分割には存続分割と解散分割の2つがある。すなわち1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社も継続して存続する存続分割と、1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社が解散し2つ以上の新しい会社が設立される解散分割である。日本法における吸収分割のような制度はない。

次に②事業譲渡とは、事業全体（資産、契約、労働者、債権債務等）を一括して譲渡することをいう。中国には日本法上の事業譲渡のような概念が存在し

ない。しかし事業に関連する資産を譲渡し、労働者を移籍させ、契約関係を巻きなおすことにより、事業譲渡を同じ効果を生じさせることが可能である。

複数の中国子会社を有する場合であっても、その一部の中国子会社についてこれらの方法を採用ことはもちろん可能である。

4 完全撤退の場合に採り得る手法

完全に中国から撤退する方法には、①持分譲渡、②解散・清算及び③破産という3つの方法がある。

まず①持分譲渡とは、日本本社が有する中国子会社の持分を他者に譲渡する方法である。手続的に最も簡便であり時間も要しない点でメリットがある反面、持分の譲受人を探さなければならないというデメリットがある。

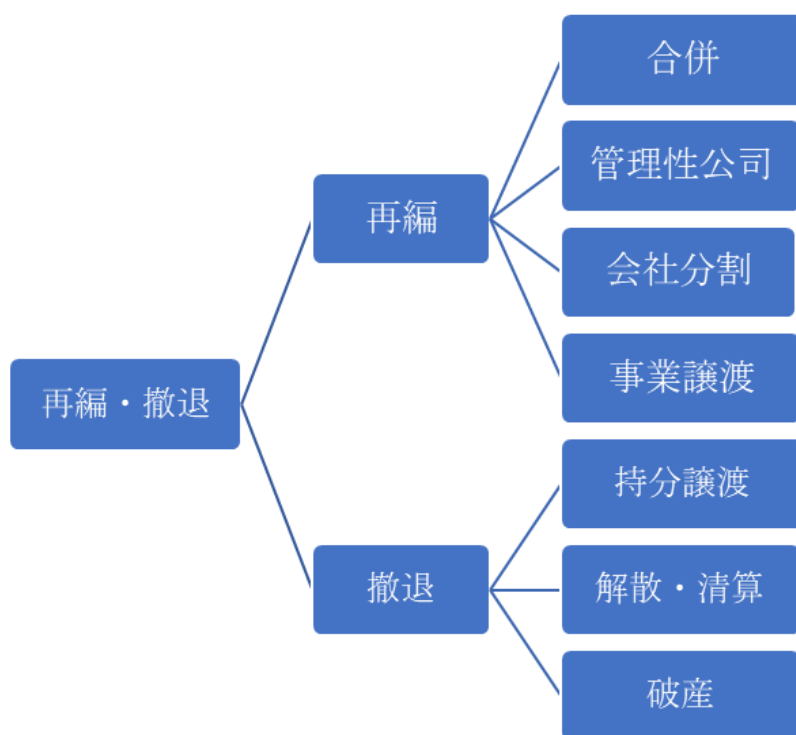
次に②解散・清算とは、中国子会社の解散を決議した上で、手続に従って清算を行うことにより、最終的に親会社が残余財産の分配を受ける方法である。この方法は資産の方が負債よりも多い場合でなければ採ることができない。貸借対照表上は資産の方が

負債よりも多い場合でも、清算する場合には、労働者への経済補償金の支払いや、資産の価値が実際には簿価ほどないという場合もあり、予め清算手続が最後まで遂行できるかどうか確認しておくことが重要となる。

最後に③破産とは、裁判所に中国子会社の破産を申し立て、裁判所から選任された管財人が破産会社の資産を換価して債権者に対して公平に弁済することにより、最終的には中国子会社の法人格を抹消する方法である。以前は外商投資企業が破産することは認められにくかったが、最近では破産事例も増えてきている。もっとも中国子会社が破産したというレピュテーションリスクは払拭できない。

5 最後に

以上の方法をまとめると以下の表のとおりとなる。今後のシリーズにおいて、それぞれの方法の具体的な手続や気を付けるべき点についてご説明することとしたい。



具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」
- 2 「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」
- 3 「越境貿易・投資のハイレベル開放の試行的拡大に関する通達」
- 4 「税関行政処罰裁量基準（一）」
- 5 労災保険の適用対象の拡大に関する各地の通達

1. 「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」

最高人民法院は、2023年12月4日付けで「『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用の若干問題に関する解釈」（以下「本解釈」という。）を公布し、本解釈は翌日12月5日より施行された。最高人民法院は、本解釈にて9つの方面から計69条の条項を定め、契約締結時の第三者の責任、予約契約、定型約款、契約効力、代物弁済、代位権、取消権、保全、違約金の裁量減免等、契約実務でもしばしば目にする問題点について解釈をした。去年11月4日に公開された意見募集稿と比べると、意見募集稿に定めがあった契約締結上の過失による損害賠償の範囲、連環譲渡における取消権の行使、違約行為が著しく軽微な場合における約定解除権の行使制限、違約金及び損害賠償金の弁済順位、予見可能性等の内容を削除し、表見譲渡、判断能力が乏しいことに対する認定等の問題について解釈を追記した。それ以外、特に以下の要点を留意されたい。

- (1) 契約が法律や行政法規の強行規定に違反した場合の取り扱いに関して、主に契約が強行規定に違反するものの無効としないケースを明確にする一方、逆に契約が強行規定に違反しないにもかかわらず無効となるケースを明確にした。具体的には、前者に関して、契約が法律や行政法規の強行規定に違反する場合であっても、本解釈で定める特定の事由があり、かつ行為者に行政責任又は刑事責任を負担させることによって強行規定の立法趣旨を実現できるなら、当該契約自体は無効と認定しなくてもよいとされた。後者に関して、たとえば契約が法律や行政法規の強行規定に違反せずとも、国の安全、社会の公序良俗に反した場合、契約が無効となると認定しなければならないとされた。
- (2) 第三者の契約締結上の過失について、詐欺・脅迫された契約の一方当事者は、契約の相手方当事者の契約締結上の過失責任を追及する際に、第三者の行為及び債務の性質に基づいて、契約の相対性の原則の例外として、自らの権利を救済するために第三者の契約締結上の過失責任を同時に追及することができることとされた。

(3) 法定代表者、責任者又は代理人と契約の相手方が悪意をもって共謀し、法人又は非法人組織の名義で契約を締結することによって、法人・非法人組織の合法的權益を害した場合、もし法人・非法人組織が民事責任を負担しないと主張した場合、人民法院はこれを支持するものとし、更に、もし法人・非法人組織が法定代表者、責任者又は代理人と契約の相手がそれによって法人・非法人組織にもたらした損害について連帯賠償責任を負担するよう請求した場合、人民法院は支持すべきだとされた。

- (4) 契約当事者が相互に債務を負担し、一方当事者が訴訟時効期間を経過した債権を自働債権として相手方に対する受働債権と相殺することを主張する場合、相手方は訴訟時効期間が経過したことを理由に抗弁することができ、一方当事者の受働債権が訴訟時効期間を経過した上、相手方は自働債権をもって相殺を主張することができることとされた。

なお、本解釈の公布とともに、最高人民法院は本解釈をめぐる10個の典型的判例を発表した。

（最高人民法院2023年12月4日公布、同年12月5日施行）

2. 「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」

最高人民法院は2023年11月30日付けで「『中華人民共和國涉外民事關係法律適用法』の適用の若干問題に関する解釈（二）」（以下は「解釈(二)」という。）を公布し、2024年1月1日から施行予定である。

解釈(二)は計13条から構成され、司法実務においてよく問題となる外国法の調査責任が不明確であること、調査方法の多様性が欠如していること、調査手続が不十分であること、認定基準が統一されていないことなど、外国法の調査作業を長年にわたって制約していた難問について体系的に規制している。具体的には、①外国法の調査責任の明確化、②外国法を調査する手段の充実化、③外国法を調査する手続や提供方式の明確化、④外国法を審査・認定する手続の明確化、⑤外国法を審査・認定する基準の明確化、⑥外国法を調査する費用

の処理原則の明確化、⑦香港・マカオの法律を調査する時に参照、適用する規則の明確化、⑧判決文書に関する外国法を調査する過程の記録義務という8点がポイントとなっている。
(最高人民法院2023年11月30日公布、2024年1月1日施行)

3. 「越境貿易・投資のハイレベル開放の試行的拡大に関する通達」

国家外為管理局（SAFE）は2023年12月15日に、「越境貿易・投資の高水準開放の試行的拡大に関する通達」を公布し、試行地域を上海、江蘇、広東（深センを含む）、北京、浙江（寧波を含む）、海南全域などに拡大することを決定した。試験的な政策は8つの条項から構成されている。そのうち、經常収支項目に関する政策措置は5つあり、經常収支のための外国為替資金の回収と支払の利便性の向上、新型の国際貿易決済のサポート、貿易収支のネット金額の差額による決済の範囲の拡大、特殊外貨払戻の登録免除、サービス貿易の立替金や配分金の管理の最適化などが含まれる。資本収支項目に関する政策措置は3つあり、外商投資企業による国内再投資の登録の免除、金融リース親会社と子会社（SPV）による外債枠の共有、外債登記や海外上場等資本収支項目等の外貨登記が銀行にて直接処理されることが含まれる。

(国家外為管理局2023年12月15日公布、同日施行)

4. 「税関行政処罰裁量基準（一）」

税関総署は2023年12月14日に、「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準」を発表した。「中華人民共和国税関行政処罰裁量基準」は、税関の担当する検査検疫行政処罰案件と知的財産権保護行政処罰案件を除き、関税法、固形廃棄物防治法、税関行政処罰实施条例及び関連法律、行政法規、税関規則に基づいて処理される税関による行政処罰案件に適用されるとされている。また裁量基準では、不処罰、行政処罰の軽減、軽微な行政処罰、一般行政処罰、重い行政処罰の5パターンを定めている。このうち、国家の税金徴収に影響があり、納付すべき税額に占める納税漏れの割合が10%未満であり、且つ単位組織による納税漏れの額が25万元未満、または個人に

よる納税漏れの額が5万元未満である場合、行政処罰の軽減規定が適用されるとしている。

(税関総署2023年12月11日公布、同日施行)

5. 労災保険の適用対象の拡大に関する各地の通達

最近、安徽省、上海市、海南省、湖北省などの地方当局は相次いで通達や意見を発表し、労災保険の適用範囲をさらに拡大することを明らかにし、定年年齢以上の被雇用者等のグループも労災保険の適用対象に追加し、労災保険がより多くの人に利益をもたらすようにする意向を示した。

被保険者の範囲については、安徽省は、法定定年年齢（≧満70歳）を超えて雇用され、且つ都市労働者の基本養老年金保険給付を受けていない被雇用者を労災保険への加入範囲に含ませて、上海市と海南省は、法定定年年齢に達し、65歳を超えない被雇用者を加入範囲に含ませることを明確にしている。一方、湖北省は、法定定年年齢に達し又は法定定年年齢を超えた、且つ機関・事業単位や企業従業員の養老保険の給付を受けていない被雇用者は、使用者の自主的な納付という原則に従って、労災保険に参加することができるとの意見を出した。

保険加入方法については、労災保険に加入していない者に関し45元/人/月または60元/人/月の基準で納付することを選べる旨を明らかにし、各種使用者、インターネットプラットフォーム企業またはそのフランチャイズ、請負、下請、労務協力単位、新業態従業者、フレキシブルワーカーは、ニーズに応じて上記の基準に沿って選択し納付することができるとした。上海市は、年齢を超えた被雇用者については使用者が月ごとに労働報酬に応じて労災保険料を納付すると規定している。海南省は、海南省の労災保険に加入する使用者は、自主的に年齢を超えた被雇用者を労災保険に加入させるために労災保険料を納付し、且つ前年度の海南省全範囲の都市単位の被雇用者の平均給与を納付基数とすると明らかにした。

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国人に身近なマラソン大会

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

最近上海も気温が下がり本格的な冬の到来を感じますが、それと共に街中で増えてくる人達があります。それは、中国全土で開催されるマラソン大会に参加するため、白い息を弾ませて走る市民ランナーの人達です。上海でも、先月11月26日に上海マラソンが開催され、合計38000人のランナーが上海市内を疾走しました。

マラソンは、今や中国の人達にとって非常に人気で身近なスポーツの一つになっており、1年間のうち世界陸上競技連盟や中国陸上競技協会の認定基準を満たす“A類”の大会は全国で300以上開催されており、小規模の大会まで合わせると年間1000以上の大会が開催されています。2007年から2013年までに私が北京に駐在していた頃は、ちょうどPM2.5が問題となった時期で北京の街中をランニングする人は皆無でしたが、今では年間10以上の大会が開催されており、隔世の感があります。

中国で開催されるマラソン大会については、一応、国家体育总局が制定する「マラソン大会の監督管理を更に強化することに関する意見」という規定があり、大会の開催ルール等について細かく規定されています。

例えば、大会の名称については、所管行政機関の同意がなければ、大会の名称に「中国」、「全国」、「国家」、「中華」、「世界」、「国際」、「大陸」、「グローバル」等の文字を入れることが禁止されています。一見、堅苦しい感じもしますが、こういった制限をしておかないと、地方の小規模なマラソン大会でありながら、「中華」、「国際」、「グローバル」といった大袈裟な文字が大会名称に並ぶことが容易に想像できます。

またマラソン大会の参加者については、事前に大会の走行ルート、時間、場所等の情報をもらうこと、開催中に十分水を飲むこと、安全な救護医療を受けること等がランナーの権利として明記されています。これは至極当然のことではありますが、大会参加経験がある人にとってはいずれも非常に重要なポイントですし、大会主催者がこれらの準備を法的に義務付けられると思うと少しホッとします。

更に、毎年、中国陸上競技協会により大会の管理ルールブックを発行されており、その中では、いわゆる「足切り時間」の参考基準が規定されています。足切り時間を設定されると、走行ルートの中でいくつかのポイントが設定され、所定時間までに各ポイントを通過しないとそこで終了になるので、初心者ランナーにとっては重大な関心事でもあります。あくまで参考時間なので、足切り時間が設定されない場合もありますが、管理ルールブックによると、10キロマラソンの場合には5キロで1時間、10キロで1時間30分、ハーフマラソン（21.0975キロ）では、約半分の10キロで1時間30分、全行程で3時間10分となっています。またフルマラソン（42.195キロ）では半分の約20キロで3時間、全行程で6時間15分となっています。

私も数年前から上海の駐在員仲間に声をかけていただき走り始めました。今のところ、ハーフマラソン大会しか出場できていませんが、来年はフルマラソンに挑戦できればと思っています。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

セミナー及び執筆のご紹介

1 近時行われるセミナー

テーマ：【録画配信】緊急・中国個人情報保護法対応セミナー ～標準契約の締結に関する新たな動きと日本企業が採るべき対応～

日時：2023.11.07 (火)～2024.02.03(土)

講演者：竹田 昌史 中山 貴博

主催：弁護士法人大江橋法律事務所

URL：<https://www.ohebash.com/jp/seminar/year/2023/20231107seminar-2.php>

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

最高人民法院による『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用における 若干問題に関する解釈

【公布日時】 2023-12-4

【件名】 最高人民法院による『中華人民共和國民法典』
契約編通則の適用における若干問題に関する解釈

【文書番号】 法解釈〔2023年〕第13号

【有効期限】

【公布機関】 最高人民法院

【法規出典】 人民法院報2023年12月5日第02版

【法規全文】

最高人民法院による『中華人民共和國民法典』契約編 通則の適用における若干問題に関する解釈

最高人民法院

中華人民共和國最高人民法院公告

法解釈〔2023年〕第13号

「最高人民法院による『中華人民共和國民法典』契約編通則の適用における若干問題に関する解釈」は、2023年5月23日に最高人民法院審判委員會第1889回會議で採択され、2023年12月4日に公布され、2023年12月5日より施行される。

契約紛争事件及び契約に起因しない債権債務関係に関する紛争事件を正確に審理し、法律に基づき当事者の正当な権利利益を保護するために、『中華人民共和國民法典』、『中華人民共和國民事訴訟法』等の関連法の規定に基づき、裁判実務も踏まえて、本解釈を制定する。

一、一般規定

第1条 人民法院が民法典第142条第1項、第466条第1項の規定に従って契約条項を解釈する際は、語句の通常の意味を基礎として、関連する条項、契約の性質や目的、慣習及び信義則も踏まえ、契約締結の背景、交渉のプロセス、履行行為等の要素を参照して、係争条項の意味を確定しなければならない。

当事者間において、契約条項について語句の通常の意味とは異なるその他共通の理解があることを証明する証拠があり、一方が語句の通常の意味に従って契約条項を理解しよう主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

い。

契約条項について2種類以上の解釈があって、当該条項の効力に影響を及ぼす可能性がある場合、人民法院は、当該条項の有効性に資する解釈を選択するものとする。無償契約の場合には、債務者の負担を軽くする解釈を選択するものとする。

第2条 次に掲げる状況が法律、行政法規の強行規定に違反せず、且つ公序良俗に反しない場合、人民法院は、これを民法典にいう「商習慣」とであると認定することができる。

(1) 取引活動における当事者間の通常の慣行。

(2) 取引の行われる場所や特定の分野、特定の業界において一般的に採用されている慣行であり、且つ契約締結時に取引の相手方が知っていた又は知り得べきであった慣行。

商習慣に関しては、主張した側の当事者が立証責任を負う。

二、契約の締結

第3条 契約成立の有無について当事者間に争いがあり、人民法院が当事者の氏名又は名称、目的物や数量を確定することができる場合には、通常、契約は成立したものと認定しなければならない。但し、法律に別段の定めがある場合、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

前項の規定に基づいて契約が成立したものと認定できる場合に、契約の欠落した内容について、人民法院は、民法典第510条、第511条等の規定に従って、これを確定しなければならない。

当事者が契約の無効を主張し、又は契約の取消、解除等を請求しており、人民法院が契約は成立しないと判断する場合は、『最高人民法院による民事訴訟の証拠に関する若干規定』第53条の規定に基づいて、契約成立の有無を争点として審理を行うものとし、立証期限については、事件の具体的な状況に応じて改めて指定することができる。

第4条 入札方式を採用して契約が締結され、当事者が、落札通知が落札者に届いたときに契約が成立したことの確認を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

のとする。契約成立後、当事者が書面契約の締結を拒否している場合、人民法院は、入札募集書類、入札書類及び落札通知書等に基づいて契約の内容を確定しなければならない。

現場オークション、オンラインオークション等の公開競売方式を採用して契約が締結され、当事者が、競売人によるハンマー叩打時点、電子取引システムが取引成立を確認した時点で契約が成立したことの確認を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。契約成立後、当事者が成約確認書の締結を拒否している場合、人民法院は、オークション公告、入札者の見積書等に基づいて契約の内容を確定しなければならない。

財産権取引所等の機関が競売、上場取引を主宰しており、競売公告、取引規則等の文書に契約の成立に必要な条件が公に定められており、当事者が、当該条件が充足された時点で契約が成立することの確認を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

第5条 第三者が詐欺、脅迫行為を行い、真実の意思に反して当事者に契約を締結させ、損失を被った当事者が第三者に賠償責任を負うよう請求した場合、人民法院は法律に基づきこれを支持するものとする。当事者に、信義則に反する行為があった場合、人民法院は、各自の過失に基づいて相応の責任を確定しなければならない。但し、法律、司法解释に当事者と第三者の民事責任に関する別段の規定がある場合には、その規定による。

第6条 当事者が、購入引受書、発注書、予約書等の形式により、将来の一定期間内に契約を締結する旨を約定し、又は将来の一定期間内における契約の締結を担保するために手付金を支払っており、将来的に締結される契約の主体、目的物等の内容を確定することができる場合、人民法院は予約契約の成立を認定しなければならない。

当事者が意向書や覚書等を締結する方式により、取引の意向だけを表明しており、将来の一定期間内における契約の締結については約定されていない場合、或いは約定されているが将来的に締結する契約の主体、目的物等の内容を確定することは難しく、一方が予約契約の成立を主張している場合、人民法院はこれを支持しない。

当事者が締結した購入引受書、発注書、予約書等により、契約の目的物、数量、価格又は報酬等の主要内容について合意されており、本解釈第3条第1項に定める契約の成立条件に合致しているが、将来の一定期間内に別途契約を締結することに関しては明確に約定されていない場合、或いは約定されているにもかかわらず、当事者の一方が既に履行行為を実施していて、且つ相手方も受け入れている場合、人民法院は、本契約の成立を認定しなければならない。

第7条 予約契約の発効後、当事者の一方が本契約の締結を拒否し、又は本契約締結の交渉の際に信義則に違反したために本契約を締結できなくなった場合、人民法院は、当該当事者による予約契約に定める義務の不履行を認定しなければならない。

人民法院は、当事者の一方が本契約締結の交渉に際して信義則に違反したかどうかを認定する場合、当該当事者が交渉中に提示した条件が予約契約に定める内容から明らかに逸脱しているか否か、及び合理的な努力を尽くして交渉を行ったか否か等の要素を総合的に考慮しなければならない。

第8条 予約契約の発効後、当事者の一方が本契約締結の義務を履行せず、相手方がその結果生じた損失の賠償を請求した場合、人民法院は法律に基づきこれを支持する。

前項に規定する損失の賠償は、当事者間に約定がある場合は、約定によるものとする。約定がない場合には、人民法院が予約契約の内容上の完全性の程度及び本契約締結の条件の充足度合等の要素を総合的に酌量して決定するものとする。

第9条 契約条項が民法典第496条第1項の定める事由に該当していて、当事者が、契約はモデル契約書に基づいて作成されたこと、又は双方に契約条項が定型条項（原文：格式条款）に該当しないことに関して明確な定めがあることのみ理由に、当該条項が定型条項ではないと主張している場合、人民法院はこれを支持しない。

経営活動に従事する当事者の一方が、実際には重複して使用されていないことのみを理由に、自身が事前に策定し、且つ相手方との協議がなされていない契約条項が定型条項ではないと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、当該条項は重複して使用するために事前に策定されたものではないことを証明する証拠がある場合を除く。

第10条 定型条項を提供する一方が、契約締結時に、相手方の注意を通常は十分に喚起することのできる文字、記号、フォント等を採用して、自身の責任を免除又は軽減する条項、相手方の権利を排除又は制限する条項等、相手方と重大な利害関係のある異常な条項について顕著に表示、提示して相手方の注意を喚起していた場合、人民法院は、当該一方が民法典第496条第2項に規定する提示義務を履行したと認定することができる。

定型条項を提供する一方が、相手方の求めに応じて、相手方と重大な利害関係のある異常な条項の概念、内容及び法的結果について、書面又は口頭形式で一般的に理解可能な説明を相手方に行った場合、人民法院は、当該一方が民法典第496条第2項に規定する説明義務を履行したと認定することができる。

定型条項を提供する一方は、自身が提示義務又は説明義務を尽くしたことについて立証責任を負う。インターネット等の情報ネットワークを介して締結された電子契約について、定型条項を提供する一方が、チェックボックス、ポップアップウィンドウ等のオプションを設置したことだけを理由に自身が提示義務又は説明義務を履行したと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、その立証が前2項の規定に合致している場合を除く。

三、契約の効力

第11条 当事者の一方が自然人であり、当該当事者の年齢、知性、知識、経験に基づき、取引の複雑さも踏まえて、当該当事者が契約の性質、契約締結による法的結果又は取引に存在する特定のリスクについて然るべき認知能力を欠いているとの認定が可能な場合、人民法院は、当該状況が民法典第151条に規定されている「判断能力の欠如」に該当すると認定することができる。

第12条 法律に基づいて契約が成立した後、認可申請義務を負う当事者が認可申請義務を履行せず、又は認可申請義務の履行が契約の約定もしくは法律、行政法規の規定に合致しておらず、相手方が認可申請義務を引き続き履行するよう請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。相手方が契約の解除を主張し、合わせて認可申請義務違反による賠償責任を負うよう求めた場合、人民法院はこれを支持するものとする。

人民法院が、当事者の一方に対して認可申請義務の履行を命じる判決を下した後も、当該一方が依然として履行せず、相手方が契約の解除を主張し、合わせて契約違反の違約責任に基づき賠償責任を負うよう求めた場合、人民法院はこれを支持するものとする。

契約が認可を受ける前に、当事者の一方が訴訟を起こして、相手方に対して契約に定める主要な義務を履行するよう求め、釈明を経ても訴訟請求の変更を拒否した場合、人民法院はその訴訟請求を棄却する判決を下さなければならない。但し、その当事者が別の訴訟を提起することには影響しない。

認可請求の義務を負う当事者が、すでに認可請求の手続きを行ったが、又は発効判決により確定された認可申請義務を履行したが、認可機関が不認可の決定を下し、相手方が当該当事者に対して賠償責任を負うよう求めた場合、人民法院はこれを支持しない。但し、認可申請義務の履行遅延が原因である場合等、当事者の責に帰すべき事由により契約の不認可に至り、相手方がこれにより被った損失の賠償を請求した場合、人民法院は、民法典第157条の規定に基づいて処理するものとする。

第13条 契約に無効又は取消可能な事由が存在してお

り、当事者が、当該契約についてすでに関係行政管理部門における届出手続がなされていること、すでに認可機関により承認されていること、又は当該契約に基づき財産権の変更登記、移転登記がなされていること等を理由に契約の有効性を主張している場合、人民法院はこれを支持しない。

第14条 当事者間において同一の取引に関して複数の契約が締結されている場合、人民法院は、このうち虚偽の意思表示により締結された契約の無効を認定しなければならない。当事者が法律、行政法規の強行規定を回避するために、虚偽の意思表示を以って真実の意思表示を隠した場合、人民法院は民法典第153条第1項の規定に従って、隠された契約の効力を認定しなければならない。法律、行政法規が定める、契約は認可等の手続きを経なければならないとする規定を回避するために、当事者が虚偽の意思表示を以って真実の意思表示を隠した場合、人民法院は、民法典第502条第2項の規定に基づき、隠された契約の効力を認定しなければならない。

前項の規定に基づいて隠された契約の無効又は効力の不発生が認定された場合、人民法院は、隠された契約を事実の基礎として、民法典第157条の規定に従って当事者の民事責任を確定するものとする。但し、法律に別段の定めがある場合を除く。

当事者間において同一の取引に関して締結された複数の契約がいずれも真実の意思表示であり、且つ契約の有効性に影響を及ぼすその他の事情がない場合、人民法院は、各契約の成立の前後関係や実際の履行状況を明らかにしたうえで、契約内容に変更が発生したか否かを認定しなければならない。法律、行政法規により契約内容の変更が禁止されている場合、人民法院は、契約の当該変更は無効であると認定しなければならない。

第15条 人民法院が当事者間の権利義務関係を認定する場合は、契約に使用されている名称に拘ることなく、契約で約定された内容に基づいて認定しなければならない。当事者が主張する権利義務関係が、契約内容に基づいて認定される権利義務関係と一致しない場合、人民法院は、契約締結の背景、取引の目的、取引の構造、履行行為、及び当事者間に架空の取引対象物が存在するか否か等の事実を踏まえて、当事者間の実際の民事法律関係を認定しなければならない。

第16条 契約が法律、行政法規の強行規定に違反し、次のいずれか一の事由があり、行為者が行政責任又は刑事責任を負うことによって強行規定の立法目的を実現できる場合、人民法院は民法典第153条第1項の「当該強行規定によっても当該民事法律行為が無効とならない場合を除く」との規定に基づき、当該契約が強行規定違反によって無効とならない旨を認定することができる。

(1) 強行規定の主旨は社会の公序良俗の維持を目的とするものであるが、契約の実際の履行が社会の公序良俗に及ぼす影響は著しく軽微であり、契約の無効を認定することで、事件の処理結果が不当かつ非公正に陥ることとなる場合。

(2) 強行規定の主旨は、契約当事者の民事権益の保護ではなく、政府の税収、土地払下げ代金等の国益又はその他の民事主体の合法的利益を保護することであって、契約の有効性を認定しても当該規制の目的の実現に影響を与えない場合。

(3) 強行規定の主旨は、当事者の一方にリスク管理、内部統制等の強化を求めることであり、相手方には契約が強行規定に違反しているか否かを審査する能力がなく、又はその義務がなく、契約の無効を認定することで当該相手方に不利な結果を負わせることになる場合。

(4) 当事者の一方が契約締結時に強行規定に違反して、契約締結後、当該当事者は強行規定違反を是正するための条件を具備したにも関わらず、信義則の原則に背いて是正を怠っている場合。

(5) 法律、司法解釈が定めるその他の事由。

法律、行政法規の強行規定の主旨が契約締結後の履行行為を規制することにあり、当事者が、契約が強行規定に違反していることを理由に契約の無効認定を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、契約の履行により必然的に強行規定に違反する場合、又は法律、司法解釈に別段の定めがある場合を除く。

前2項に基づいて契約の有効性が認定されたが、当事者の違法行為が処理されていない場合、人民法院は関係行政管理部門に対して司法勧告をしなければならない。当事者の行為が犯罪に関わる疑いがある場合は、事件の手がかりを刑事捜査機関に移送しなければならない。刑事私訴事件に該当する場合は、管轄権を有する人民法院に対して別途訴訟を提起することができる旨を当事者に告知しなければならない。

第 17 条 契約が法律、行政法規の強行規定に違反していなくても、次のいずれか一の事由に該当する場合、人民法院は民法典第153 条第 2 項の規定に基づき契約の無効を認定しなければならない。

(1) 契約が政治の安全、経済の安全、軍事的安全等、国家の安全保障に影響を及ぼす場合。

(2) 契約が社会の安定、公平な競争秩序に影響を与え、又は社会公共の利益を損なう等、社会の公序良俗に違反する場合。

(3) 社会道徳、家庭倫理を逸脱し、または個人の尊厳その他の善良な慣習を損なう契約である場合。

契約が公序良俗に違反するかどうかを判断する際、人民法院は社会主義の中核的価値観に基づいて、当事者の

主観的な動機と取引目的、政府部門による監督の強度、一定期間内において当事者が類似の取引に従事する頻度、行為が社会に及ぼす結果等の要素を総合的に考慮しなければならない。そのうえで判決文の中で、十分に根拠を示さなければならない。当事者に生活する上で確かに取引を行う必要があり、社会の公序良俗に重大な影響を及ぼすことがなく、且つ国家の安全に影響を与えず、善良な慣習にも反することがない場合、人民法院は契約の無効を認定すべきではない。

第 18 条 法律、行政法規の規定には「すべきである」、「ねばならない」、「してはならない」等の表現があるが、これらの規定は民事上の権利の制限又は付与を目的としており、行為者が当該規定に違反して無権処分、無権代理、越権代理等を構成する場合、或いは契約の相手方、第三者がこれに起因して取消権、解除権等の民事上の権利を獲得するに至った場合、人民法院は、法律、行政法規が定める当該規定違反の場合の民事上の法的結果に基づき、契約の効力を認定しなければならない。

第19条 財産権の譲渡又は設定を目的として契約が締結された場合において、当事者又は真の権利者が、契約の締結時に譲渡人が目的物の所有権又は処分権を有していなかったことのみを理由に契約の無効を主張する場合、人民法院はこれを支持しない。真の権利者から事後の同意を得られなかったこと、又は譲渡人がその後処分権を取得できなかったことが原因で契約が履行不能に陥り、譲受人が契約の解除を請求し、且つ譲渡人に対して契約違反の賠償責任を負うよう求めた場合、人民法院は法律に従ってこれを支持する。

前項の規定で契約が有効であると認定され、且つ譲渡人が既に財産を譲受人に引渡して、又は譲受人に登記が移転されていて、真の権利者が財産権に変動が生じていないことの認定を求め、又は財産の返還を請求したときは、人民法院はこれを支持するものとする。但し、譲受人が民法典第311条等の規定に基づき、善意で財産権を取得した場合を除く。

第 20 条 法律、行政法規が、法人の法定代表人又は非法人組織の責任者の代表権を制限するために、契約に係る事項については法人、非法人組織の権力機関又は意思決定機関による決議、又は法人、非法人組織の執行機関による決議が必要であると規定しているが、法定代表人、責任者が授權を得ることなく、法人、非法人組織の名義で契約を締結し、合理的な審査義務を尽くさなかった相手側が当該契約の法人、非法人組織に対する効力の発生を主張し、且つ違約責任を負うよう求めた場合、人民法院はこれを支持しない。但し、法人、非法人組織に過失がある場合は、民法典第 157 条の規定を参照して、相応の賠償責任を負うよう命じる判決を下すことができる。

相手側が合理的な審査義務を尽くして、表見代表を構成する場合、人民法院は、民法典第 504 条の規定に従って処理しなければならない。

契約に係る事項が、法律、行政法規の定める法定代表人又は責任者の代表権を超えていないが、法人、非法人組織の定款や権力機構等の代表権に対する制限を超えていて、相手方が当該契約の法人、非法人組織に対する効力の発生を主張し、且つその違約責任を負うよう求めている場合、人民法院は法律に従ってこれを支持する。但し、法人、非法人組織が、相手方が当該制限について知っていたこと又は知り得べきであったことを証明する証拠を提出した場合を除く。

法人、非法人組織が民事責任を負った後に、過失のあった法定代表人、責任者に対して越権代理行為により被った損失の賠償を求める場合、人民法院は法律に基づきこれを支持する。法律、司法解释に法定代表人、責任者の民事責任に関して別段の規定がある場合は、その規定によるものとする。

第 21 条 法人、非法人組織の従業員がその職権の範囲を超えた事項について、法人、非法人組織の名義で契約を締結し、相手方が当該契約の法人、非法人組織に対する効力の発生を主張し、且つその違約責任を負うよう求めている場合、人民法院はこれを支持しない。但し、法人、非法人組織に過失がある場合、人民法院は民法典第 157 条の規定を参照して、相応の賠償責任を負うよう命じる判決を下すことができる。前記の状況において、表見代理を構成する場合、人民法院は民法典第 172 条の規定に従って処理するものとする。

契約に係る事項が次のいずれか一の事由に該当する場合、人民法院は、法人、非法人組織の従業員が契約締結時にその職権の範囲を超えていたと認定しなければならない。

- (1) 法律に基づき、法人、非法人組織の権力機関又は意思決定機関が決議すべき事項。
- (2) 法律に基づき、法人、非法人組織の執行機関が決定すべき事項。
- (3) 法律に基づき、法定代表人、責任者が法人、非法人組織を代表して実施すべき事項。
- (4) 通常の場合において、その職権に基づいて処理することができない事項。

契約に係る事項は前項の規定により確定された職権の範囲を超えていないが、法人又は非法人組織の従業員に対する職権の範囲の制限を超えていて、相手方が当該契約の法人、非法人組織に対する効力の発生を主張し、且つ違約責任を負うよう求めている場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、法人、非法人組織が、相手方が当該制限について知っていたこと又は知り得べきであったことを証明する証拠を提出した場合を除く。

法人、非法人組織が民事責任を負った後に、故意又は重大な過失を犯した従業員に賠償を求める場合、人民法院は法律に従ってこれを支持する。

第 22 条 法定代表人、責任者又は従業員が、法人、非法人組織の名義で契約を締結し、且つ権限を超えておらず、法人、非法人組織が、契約書に押印されている印鑑が届出印ではないこと、又は偽造された印鑑であることのみを理由に当該契約が自身に対して効力を生じないと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

契約が法人、非法人組織の名義で締結されているが、法定代表人、責任者又は従業員の署名又は捺印があるだけで、法人、非法人組織の印鑑が押印されておらず、相手方が、法定代表人、責任者又は従業員が契約締結時に権限を超越していないことについて証明できる場合、人民法院は、契約が法人、非法人組織に対して効力を生じると認定しなければならない。但し、当事者が、印鑑の押印を契約成立の条件として約定していた場合を除く。

契約には法人、非法人組織の印鑑が押印されているだけで、人員による署名又は捺印の捺印がないが、相手方が、その契約は法定代表人、責任者又は従業員がその権限の範囲内で締結したものであることについて証明できる場合、人民法院は、当該契約が法人、非法人組織に対して効力を生じると認定しなければならない。

前 3 項に定める状況において、法定代表人、責任者又は従業員は、契約締結時には代表又は代理の権限を超えていたが、民法典第 504 条の規定に基づき表見代表を構成する場合、又は民法典第 172 条の規定に基づき表見代理を構成する場合、人民法院は、契約が法人、非法人組織に対して効力を生じると認定しなければならない。

第 23 条 法定代表人、責任者又は代理人が、相手方と悪意を持って共謀し、法人、非法人組織の名義で契約を締結し、それにより法人、非法人組織の合法的権益が損なわれ、法人、非法人組織は民事責任を負わないと主張している場合、人民法院はこれを支持するものとする。

法人、非法人組織が、法定代表人、責任者又は代理人に対し、これにより被った損失について相手方と連帯して賠償責任を負うよう請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

法人、非法人組織による立証に基づき、当事者間の取引習慣、締結時において契約が明らかに公平を失っていたか否か、関係者が不当な利益を得ているか否か、契約の履行状況等を総合的に考慮して、人民法院が、法定代表人、責任者又は代理人と相手方との間に悪意のある共謀が行われている可能性が高いと認定できる場合は、前記人員に対して、契約の締結、履行の過程等の関係事実について供述を求め、又は相応の証拠を提出するよう要求することができる。正当な理由なく供述を拒否し、又

は供述が合理性を欠いている場合、或いは相応の証拠を提出できない場合、人民法院は、悪意のある共謀の事実が成立すると認定することができる。

第 24 条 契約の不成立、無効、取消又は効力の不発生が確定し、当事者が財産の返還を請求し、審査の上、財産の返還が可能であるとされた場合、人民法院は、事件の具体的な事情に基づき、占有されている目的物の返還、登記簿の記載の訂正等の方法を単独又は組み合わせて適用しなければならない。審査の結果、財産が返還できない、又は返還する必要があるとされた場合、人民法院は、契約の不成立、無効、取消が認定された日、又は効力の不発生が確定された日における当該財産の市場価値を以て、又はその他合理的な方法により算出された価額を基礎として、割引された補償額を命じる判決を下さなければならない。

前項の規定以外に、当事者がさらなる損害賠償を請求する場合、人民法院は、財産の返還又は割引補償の状況を踏まえて、財産の価値の上昇による収益と価値の下落による損失、取引コストの支出等の事実を総合的に考慮して、当事者双方の過失の程度や原因の大小に照らして、信義則の原則及び公平の原則に基づいて、損害賠償額を合理的に確定しなければならない。

契約が不成立、無効、取消となり、又は効力の不発生が確定し、当事者の行為が違法である疑いがあるにもかかわらず処理されておらず、その結果、一方又は双方が違法行為を通じて不当な利益を獲得する可能性がある場合、人民法院は、関係行政管理部門に対して司法勧告を行わなければならない。当事者の行為が犯罪に関わる疑いがある場合は、事件の手がかりを刑事捜査機関に移送しなければならない。刑事私訴事件に該当する場合は、管轄権を有する人民法院に対して別途訴訟を提起することが可能である旨を当事者に告知しなければならない。

第 25 条 契約が不成立、無効、取消となり、又は効力の不発生が確定し、代金又は報酬の返還を請求する権利を有する当事者の一方が相手方に対して資金占有料の支払いを請求した場合、人民法院は、当事者の請求の範囲内において、中国人民銀行の授權を受けて国家銀行間資金調達センターが公表する1年物ローンプライムレート（LPR）に基づき計算を行うものとする。但し、資金を占有していた当事者に、契約の不成立、無効、取消、又は効力の不発生の確定についての過失がない場合は、中国人民銀行が公表する同時期・同種類の預金の基準金利に基づいて計算を行うものとする。

双方が互いに返還義務を負い、当事者が同時履行を主張する場合、人民法院はこれを支持するものとする。目的物を占有する一方が目的物について使用権を有し、又は法により使用が可能であって、相手側が、支払うべき資金占有料と受け取るべき目的物の使用料を相殺するこ

とを請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

四、契約の履行

第 26 条 一方の当事者が法律の規定又は契約の約定に従って発票の発行、証明文書の提供等の主たる債務以外の債務を履行せず、相手方が当該債務を引き続き履行するよう請求し、且つ当該債務の履行を怠ったことにより生じた損失の賠償を請求した場合、人民法院は法律に従ってこれを支持する。相手方が契約の解除を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、当該債務が履行されないことにより、契約の目的を実現することができなくなる場合、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 27 条 債務者又は第三者が債権者と債務履行期間満了後に代物弁済について合意し、契約の効力に影響がない場合、人民法院は、当該合意は当事者の意思表示が一致したときに発効したものと認定しなければならない。

債務者又は第三者が代物弁済の合意を履行した後、人民法院は、対応する元の債務が同時に消滅したものと認定しなければならない。債務者又は第三者が約定に従って代物弁済の合意を履行せず、督促されてもなお合理的な期間内に履行せず、債権者が元の債務の履行か、或いは代物弁済の合意の履行を選択して請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、法律に別段の規定がある場合又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

前項に規定する代物弁済が人民法院により確認されていて、又は人民法院が当事者間の代物弁済に関する合意に基づいて調解書を作成していて、債権者が、確認書、調解書の発行時から財産権に変動が生じていること、又は善意の第三者に対抗する効力を備えることを主張している場合、人民法院はこれを支持しない。

債務者又は第三者が、自身が所有権又は処分権を持たない財産権を以て代物弁済の合意を締結した場合は、本解釈第 19 条の規定に従って処理する。

第 28 条 債務者又は第三者が債権者と債務履行期間の満了前に代物弁済について合意した場合、人民法院は、債権債務関係を審理したうえで当該合意の効力を認定しなければならない。

債務者が期日までに債務の全額を弁済できなければ、債権者は抵当財産を競売、売却、換金して債権を実現できることが当事者間で約定されている場合、人民法院は、当該約定は有効であると認定しなければならない。債務者が期日までに債務の全額を弁済できなければ、抵当財産は債権者の所有に帰することが当事者間で約定されている場合、人民法院は、当該約定は無効であると認定しなければならない。但し、その他の部分の効力には影響

しない。債権者が、抵当財産の競売、売却、換金による債権の実現を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

当事者が前項に規定する代物弁済の合意を締結した後、債務者又は第三者が財産権を債権者の名義に移転せず、債権者が優先弁済を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。債務者又は第三者が財産権を債権者の名義に移転している場合は、『最高人民法院の「中華人民共和國民法典」担保関連制度の適用に関する解釈』第68条の規定に従って処理する。

第 29 条 民法典第 522 条第 2 項に規定する第三者が、債務者が自身に対して債務を履行するよう請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。取消権、解除権等の民事上の権利の行使を請求した場合、人民法院はこれを支持しないものとする。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

法律に従って契約が取り消され、又は解除され、債務者が債権者に財産の返還を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

債務者が約定に従って第三者に対して債務を履行したが、第三者が受取を拒否し、債権者が債務者に自身に対して債務を履行するよう請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、債務者が供託等の方式を採用して債務を消滅させている場合を除く。第三者が受取を拒否し、又は受取を遅延して、債務者がこれにより被った損失の賠償を債権者に求める場合、人民法院は法律に基づきこれを支持するものとする。

第 30 条 以下の民事主体について、人民法院は、民法典第 524 条第 1 項が規定する、債務の履行に合法的な利益を有する第三者として認定することができる。

- (1) 保証人または物的担保を提供する第三者。
- (2) 担保財産の譲受人、用益権所有者、合法的な占有者。
- (3) 担保財産の後順位の担保権者。
- (4) 債務者の財産について合法的な権益を有し、且つ当該権益が財産の強制執行により失われる第三者。
- (5) 債務者が法人又は非法人組織の場合、その出資者又は創設者。
- (6) 債務者が自然人の場合、その親族。
- (7) 債務の履行に関して合法的な利益を有するその他の第三者。

第三者は、債務者に代わって代位履行した範囲内で、債務者に対する債権を取得するが、債権者の利益を損なわせてはならない。

保証人が債務を代位履行して債権を取得した後、他の保証人に対して担保権を主張する場合は、『最高人民法院の「中華人民共和國民法典」担保関連制度の適用に関する解釈』第 13 条、第 14 条、第 18 条第 2 項等の規定に従って処理する。

第 31 条 当事者が相互に債務を負っていて、一方が、相手方が主たる債務以外の債務を履行していないことを理由に自身の主たる債務の履行を拒んでいる場合、人民法院はこれを支持しない。但し、相手方が主たる債務以外の債務を履行しないことにより、契約の目的が実現不能になる場合、又は当事者に別段の約定がある場合を除く。

当事者の一方が相手方に対して債務の履行を求める訴訟を起こし、被告が民法典第 525 条の規定に基づき双方の同時履行の抗弁を主張して抗弁が成立し、被告が反訴を提起しなかった場合、人民法院は、原告が債務を履行すると同時に被告も自己の義務を履行するよう命じる判決を下すものとする。さらに判決の中で、原告による強制執行の申立について明確にされている場合、人民法院は、原告が自己の債務を履行した後で、被告に対する執行行為を講じなければならない。被告が反訴を提起した場合、人民法院は、双方に自己の債務の同時履行を命じる判決を下すものとする。さらに判決の中で、いずれか一方による強制執行の申立について明確にされている場合、人民法院は、当該当事者が自己の債務を履行した後で、相手方に対する執行行為を講じなければならない。

当事者の一方が訴訟を提起して相手方に債務の履行を求め、被告が民法典第 526 条の規定に従って原告による先履行の抗弁を主張して抗弁が成立した場合、人民法院は、原告の訴訟請求を棄却しなければならない。但し、原告が債務を履行した後に別途訴訟を提起することには影響しない。

第 32 条 契約成立後、政策調整や市場需給の異常な変化等により、当事者が契約締結時に予見不能であった、商業上のリスクには該当しない価格の上昇又は下落が生じ、契約の履行を継続することが当事者の一方にとって明らかに不公平である場合、人民法院は、契約の基礎条件に民法典第 533 条第 1 項が規定する「重大な変更」があったと認定しなければならない。但し、市場の性質が活発である場合、或いは長期的に価格変動の大きな大口商品や株式、先物等のリスクの高い投資金融商品である場合を除く。

契約の基礎条件に民法典第 533 条第 1 項に規定する重大な変更が生じ、当事者が契約の変更を請求した場合、人民法院は契約を解除してはならない。当事者の一方が契約の変更を請求し、相手方が契約の解除を請求している場合、又は当事者の一方が契約の解除を請求し、相手方が契約の変更を請求している場合、人民法院は事件の実際の状況を踏まえて、公平の原則に基づき、契約の変更又は解除を命じる判決を下さなければならない。

人民法院が民法典第 533 条の規定に基づき契約の変更又は解除の判決を下す場合、契約の基礎条件に重大な変更が生じた時期、当事者による新たな協議の状況、及び

契約の変更又は解除により当事者にもたらされる損失等の要素を総合的に考慮した上で、判決の中で契約の変更又は解除の時期を明確にしなければならない。

当事者が民法典第 533 条の適用を除外することについて事前に約定していた場合、人民法院は、当該約定の無効を認定しなければならない。

五、契約の保全

第33条 債務者がその債権者に対する期限到来済みの債務を履行せず、訴訟又は仲裁の方式により相手方に対して自身が保有する債権又は当該債権に係る従たる権利を主張することなく、その結果債権者の期限到来済みの債権が実現不能に陥った場合、人民法院は、民法典第 535 条に規定されている「債務者がその債権及び当該債権に関連する従たる権利の行使を怠り、債権者の期限到来済み債権の実現に影響を及ぼす場合」とであると認定することができる。

第 34 条 以下の権利について、人民法院は、民法典第 535 条第 1 項に規定されている債務者の一身に専属する権利であると認定することができる。

- (1) 養育費、扶養費又は養育費の請求権。
- (2) 人身傷害に対する賠償請求権。
- (3) 労働報酬の請求権、但し債務者及びその扶養する家族の生活の必需費用を超える部分を除く。
- (4) 基礎年金保険、失業保険、最低生活保障金等、当事者の基本的な生活を保障するための支払いを請求する権利。
- (5) 債務者の一身に専属するその他の権利。

第 35 条 債権者が民法典第 535 条の規定に従って債務者の相手方に対して代位訴訟を提起する場合は、被告の住所地の人民法院が管轄する。但し、法により専属管轄権の規定が適用される場合を除く。

債務者又は相手方が、双方間の債権債務関係に関して管轄合意がなされていることを理由に異議を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

第 36 条 債権者が代位訴訟を提起した後、債務者又は相手方が、双方間の債権債務関係について仲裁合意がなされていることを理由に法院の主管について異議を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。但し、債務者又は相手方が第一回開廷前に債務者と相手方との間の債権債務関係について仲裁を申し立てた場合、人民法院は法律に従って代位訴訟を中止することができる。

第 37 条 債権者が債務者の相手方を被告として人民法院に代位訴訟を提起し、債務者を第三者として記載しなかった場合、人民法院は債務者を第三者として追加しなければならない。

2人以上の債権者が債務者の同一の相手方を被告として代位訴訟を提起した場合、人民法院は併合して審理することができる。債務者が相手方に対して保有している債権では、債務者が2人以上の債権者に対して負う債務の弁済に不足する場合、人民法院は、債権者が保有する債権の比率に従って相手方の履行割合を確定しなければならない。但し、法律に別段の規定がある場合を除く。

第 38 条 債権者が人民法院に債務者を提訴した後、債権者が同じ人民法院に債務者の相手方について代位訴訟を提起し、当該人民法院の管轄に属する場合は、併合して審理することができる。当該人民法院の管轄に属さない場合は、管轄権を有する人民法院に別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。債務者に対する訴訟が終結するまで、代位訴訟は中止しなければならない。

第 39 条 代位訴訟において、債務者が債権者の代位請求額を超える債権の部分について相手方を提訴し、同一の人民法院の管轄に属する場合には、併合して審理することができる。同一の人民法院の管轄に属さない場合は、管轄権を有する人民法院に別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。代位訴訟が終結するまで、債務者の相手方に対する訴訟は中止しなければならない。

第 40 条 代位訴訟において、審理の結果、人民法院が債権者の請求は代位権行使の条件を満たしていないと認定した場合、訴訟請求を棄却しなければならない。但し、債権者が新たな事実に基づき再度訴訟を提起することには影響しない。

債務者の相手方が、債権者が代位訴訟を提起した際に、債権者と債務者の間の債権債務関係について有効な法律文書による確認がなされていないことのみを理由として、債権者による訴訟の提起は代位権行使の条件を満たしていないと主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第 41 条 債権者が代位訴訟を提起した後、債務者が正当な理由なく相手方の債務を減額若しくは免除し、又は相手方の履行期限を延長し、相手方がこれを債権者に対する抗弁とした場合、人民法院はこれを支持しない。

第 42 条 民法典第 539 条が規定する「明らかに不合理な」低価格または高価格について、人民法院は、取引地の一般的な事業者の判断に基づき、合わせて取引時における取引地の市場取引価格又は物価部門の指導価格を参考に決定するものとする。

譲渡価格が取引時の取引地の市場取引価格又は指導価格の70%に満たない場合は、一般的に「明らかに不合理な低価格」として認定することができる。譲渡価格が取引時の取引地の市場価格又は指導価格を30%上回っている場合、一般的に「明らかに不当な高価格」として

認定することができる。

債務者と相手方との間に親族関係、関連関係が存在する場合には、前項に規定する70%および30%の制限は受けない。

第43条 債務者が明らかに不合理な価格で、財産の交換、代物弁済、財産の貸与又は借受、知的財産権の使用許諾等の行為を実施し、債権者の債権の実現に影響が生じていて、債務者の相手方は当該状況を知っていて又は知り得べきであり、債権者が債務者の行為の取消しを請求した場合、人民法院は、民法典第539条の規定に従ってこれを支持するものとする。

第44条 債権者が民法典第538条、第539条の規定により取消権訴訟を提起する場合には、債務者と債務者の相手方を共同被告とし、債務者又は相手方の住所地の人民法院の管轄とする。但し、法により専属管轄の規定が適用される場合を除く。

2人以上の債権者が債務者の同一の行為について取消訴訟を提起した場合、人民法院は、併合して審理することができる。

第45条 債権者の取消権訴訟の中で、取り消される行為の対象が分割可能であり、当事者が影響を受ける債権の範囲内で債務者の行為を取り消すよう主張している場合、人民法院はこれ支持するものとする。取り消される行為の対象が分割不能で、債権者が債務者の行為の全部の取消しを主張している場合、人民法院はこれを支持するものとする。

債権者が取消権を行使するために支払った合理的な弁護士費用、出張旅費等の費用について、民法典第540条に規定する「必要経費」であると認定することができる。

第46条 債権者が、取消訴訟中に、債務者の相手方に対しても財産の返還、換金による補償、期限到来済み債務の履行等の法的結果の責任を負うよう同時に請求した場合、人民法院は法律に従ってこれを支持するものとする。

債権者が、取消訴訟を受理した人民法院に対し、自身と債務者との間の債権債務関係についても併合して審理するよう請求し、当該人民法院の管轄に属する場合は、併合して審理することができる。当該人民法院の管轄に属さない場合は、管轄権を有する人民法院に別途訴訟を提起するよう告知しなければならない。

債権者が債務者との訴訟、取消権訴訟により生じた有効な法律文書に基づいて強制執行を申し立てた場合、人民法院は、債務者が相手方に対して保有する権利に対して強制執行措置を講じることにより、債権者の債権を実現させることができる。債権者が取消権訴訟の中で、相手方の財産に対して保全措置を講じるよう申請した場合、

人民法院は法律に従ってその申請を認めるものとする。

六、 契約の変更と譲渡

第47条 債権譲渡の後、債務者が譲受人に対して、自身の譲渡人に対する抗弁を主張した場合、人民法院は譲渡人を第三者として追加することができる。

債務の移転後、新たな債務者が元の債務者の債権者に対する抗弁を主張した場合、人民法院は元の債務者を第三者として追加することができる。

当事者の一方が契約上の権利と義務を一括で譲渡した後、相手方が契約上の権利と義務に関して譲受人に対する抗弁を主張した場合、又は譲受人が契約上の権利と義務に関して相手方に対する抗弁を主張した場合、人民法院は譲渡人を第三者として追加することができる。

第48条 債務者が債権譲渡通知書を受け取る前に譲渡人に対してすでに履行をしていて、譲受人が債務者に履行を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。債務者が債権譲渡通知書を受け取った後もなお譲渡人に対して履行し、譲受人が債務者に履行を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

譲渡人が債務者に通知せず、譲受人がそのまま債務者を訴えて債務の履行を請求し、人民法院による審理の結果、債権譲渡の事実が確認された場合、債権譲渡は起訴状の副本が送達されたときに債務者に対して効力が発生したものと認定しなければならない。債務者が、通知がなされなかったことが原因で費用の追加があり、又は損失を被ったため、認定された債権金額から差し引くべきであると主張した場合、人民法院は法律に従ってこれを支持するものとする。

第49条 債務者が債権譲渡通知書を受け取った後、譲渡人が債権譲渡契約の不成立、無効、取消又は効力の不発生が確定したことを理由に、債務者から自身に対する履行を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、当該債権譲渡通知書が法により取り消された場合を除く。

譲受人が、債務者の債権が真に存在することの確認に基づいて債権を譲り受けた後、債務者が一方で当該債権の不存在を理由にして、譲受人に対する履行を拒んだ場合、人民法院はこれを支持しない。但し、譲受人が当該債権の不存在を知り又は知り得べきであった場合を除く。

第50条 譲渡人が同一の債権を2人以上の譲受人に譲渡し、債務者が、最初に通知された譲受人に対してすでに履行したことを理由にそれ以上の債務の履行はしないと主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。債務者が、履行を受ける譲受人が最初に通知された譲受人ではないことを明らかに知っており、最初に通知された譲受人が債務者に対して債務の履行の継続を要求し、

又は債権譲渡契約に従って譲渡人に違約責任を負うよう要求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。最初に通知された譲受人が、履行を受けた譲受人に対し、受領した財産の返還を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、履行を受けた譲受人が、当該債権について自身が譲渡を受ける前に、すでに他の譲受人に譲渡されていることを明らかに知っていた場合を除く。

前項にいう最初に通知された譲受人とは、最初に債務者に到達した譲渡通知書に記載された譲受人を指す。通知の到達時期について当事者間に争いがある場合、人民法院は通知の方法等の要素を総合的に判断するものとし、債務者が認める通知時期又は通知に記載された日時のみを根拠に認定してはならない。当事者が郵便、電子通信システム等の方法により通知を発した場合、人民法院は、消印の日時又は電子通信システムに記録された時刻等を通知の到着時刻認定の根拠としなければならない。

第 51 条 第三者が債務に加わり、且つ債務者との間で求償権について合意し、債務を履行した後に債務者に対して求償を主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。求償権について約定しておらず、第三者が民法典の不当利得等に関する規定に従って、自身がすでに債権者に対して履行した債務の範囲内において債務者に履行を求めた場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、第三者が債務への加入は債務者の利益を損なう可能性について知り又は知り得るべきであった場合を除く。

債務者が自身の債権者に対する抗弁について、債務に加わった第三者に対してこれを主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

七、 契約上の権利義務の終了

第 52 条 当事者が契約の解除について合意した際に、契約解除後の違約責任、決済や清算等の問題を処理しておらず、一方が契約はすでに解除されたことを主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

以下の状況のいずれかに該当する場合、一方の当事者が別途の意思表示をしない限り、人民法院は契約の解除を認定することができる。

(1) 当事者の一方が、法律が規定する解除権又は契約が定める解除権の行使を主張し、審理を経て、解除権行使の条件に合致しないと判断されたが、相手方が解除に同意している場合。

(2) 双方の当事者がいずれも解除権行使の条件に合致していないが、双方とも契約の解除を主張している場合。

前2項の状況における違約責任、決済及び清算等の問題について、人民法院は、民法典第 566 条、第 567 条及び違約責任に関する規定に従って処理するものとする。

第 53 条 当事者の一方が通知方式により契約を解除し、相手方が約定された異議申し立ての期限までに、又はその他合理的な期限までに異議を申し立てなかったことを理由に契約はすでに解除されたと主張している場合、人民法院は、当該当事者が法律の定める又は契約が定める解除権を持つか否かについて審査しなければならない。審査の結果、解除権があった場合、契約は通知が相手方に到達した時点で解除される。解除権を持っていなかった場合、契約解除の効力は発生しない。

第 54 条 当事者の一方が相手方に通知せず、そのまま訴訟を提起する方式により契約の解除を主張し、訴訟を取り下げた後に再度契約解除を求める訴訟を提起し、人民法院が審理の結果、当該主張を支持した場合、契約は、再度提起された訴訟の訴状の副本が相手方に送達された時点で解除される。但し、当事者の一方が訴訟を取り下げた後で、相手方に契約の解除を通知しており、且つ当該通知が既に相手方に到達している場合を除く。

第 55 条 当事者の一方が民法典第 568 条の規定に従って相殺を主張し、人民法院が審理の結果、相殺の権利が成立すると認定した場合には、通知が相手方に到達したときに、双方が負う主たる債務、利息、違約金又は損害賠償金等の債務は、同等の金額内において消滅したものと認定しなければならない。

第 56 条 相殺権を行使する一方が負う複数の債務の種類が同一であり、但し、保有する債権では債務の全部を相殺するに足りず、当事者に相殺の順序について争いが発生した場合、人民法院は、民法典第560条の規定を参照して処理することができる。

相殺の権利を行使する一方が保有する債権では、自身が負う主たる債務、利息、債権実現のための関連費用を含む全部の債務を相殺するに足りず、当事者に相殺の順序について争いが生じた場合、人民法院は、民法典第 561 条の規定を参照して処理することができる。

第 57 条 自然人の人身の權益を侵害し、又は故意、重大な過失により他人の財産権を侵害したことにより発生した損害賠償債務について、権利侵害者が相殺を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第 58 条 当事者が相互に債務を負っており、一方が、その訴訟時効期間が既に満了した債権について相手方に通知して相殺を主張し、相手方が訴訟時効の抗弁を申し立てた場合、人民法院は当該抗弁についてこれを支持するものとする。一方の債権訴訟の時効期間が既に満了しており、相手方が相殺を主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

八、 違約責任

第 59 条 当事者の一方が民法典第 580 条第 2 項の規定に基づき契約上の権利義務関係の終了を請求した場合、人民法院は一般的に、起訴状の副本が相手方に到達した時点を経済上の権利義務関係の終了時点としなければならない。事件の具体的な状況に応じて、それ以外の時点を経済上の権利義務の終了時点とすることがより公平性と信義則の原則に合致する場合、人民法院は、当該時点を経済上の権利義務の終了時点とすることができる。但し、その理由を判決文書の中で十分に説明しなければならない。

第 60 条 人民法院は、民法典第 584 条の規定に基づき、契約履行後に得べき利益を確定するとき、非違約当事者が契約の締結、履行のために支払った費用等の合理的なコストを差し引いた後で、非違約当事者が得ることのできた生産利益、営業利益又は転売利益等を計算することができる。

非違約当事者が法律に従って契約解除権を行使したうえで代替取引を実施し、代替取引の価格と契約価格との差額に基づいて契約履行後に得べき利益を確定しよう主張した場合、人民法院は法律に従いこれを支持する。代替取引の価格が、代替取引の発生時の現地の市場価格から明らかに逸脱していて、違約当事者が市場価格と契約価格との差額に基づいて契約履行後の得べき利益を確定しよう主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

非違約当事者が法律に従って契約解除権を行使したが、代替取引を実施せず、違約行為発生後の合理的期間内における契約履行地の市場価格と契約価格との差額に基づいて契約履行後の得べき利益を確定しよう主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

第 61 条 継続的な債務の履行を内容とする定期契約において、当事者の一方が対価、賃料等の金銭債務を履行せず、相手方が契約の解除を求め、人民法院による審理の結果、契約は法により解除されるべきであると判断された場合、当事者の主張に基づいて、契約主体、取引の種類、市場価格の変動、残りの履行期間等の要素を参照して、非違約当事者が代替取引を探すための合理的な期間を確定し、そのうえで、当該期間に対応する対価、賃料等に照らして、非違約当事者が支払うべき相応の契約履行コストを差し引いて、契約履行後の得べき利益を確定することができる。

非違約当事者が、契約解除後の残りの履行期間に対応する対価、賃料等に照らして、契約履行のコストを差し引いて契約履行後に得べき利益を確定しよう主張した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、残りの履行期間が代替取引を探すための合理的な期間より短い場合を除く。

第 62 条 非違約当事者が契約履行後に得べき利益を本解釈第 60 条、第 61 条の規定に基づいて確定することが困難な場合、人民法院は、違約当事者が得た利益、違約当事者の過失の程度、その他違約の状況等の要素を総合的に考慮し、公平の原則と信義の原則に従って確定することができる。

第 63 条 民法典第 584 条が規定する「契約に違反した一方が契約締結時に契約違反によりもたらされる可能性があると予見し、又は予見すべき損失」を認定する際、人民法院は、当事者が契約を締結した目的に基づき、契約の主体、契約の内容、取引形態、取引習慣、交渉過程等の要素を総合的に考慮し、違約当事者と同一又は類似の状況にある民事主体が契約締結時に予見し、又は予見すべき損失に照らして、これを確定しなければならない。

契約履行後に得べき利益以外に、非違約当事者が、他にも自身が第三者に対して負った違約責任により支払うべき追加の費用等、違約によりもたらされるその他の損失があると主張して違約者に賠償を請求し、審理の結果、当該損失は契約に違反した一方が契約締結時に予見し、又は予見すべき損失であると認められた場合、人民法院はこれを支持するものとする。

契約違反に対する賠償額を確定する際、違約当事者が、非違約当事者が適当な措置を講じなかったことが原因で拡大した損失、非違約当事者にも過失があったことで生じた相応の損失、非違約当事者が違約に起因して獲得した追加の利益又は減額された必要経費を差し引くよう主張した場合、人民法院は法律に基づいてこれを支持する。

第64条 当事者の一方が反訴又は抗弁の方式により、違約金を調整するよう請求した場合、人民法院は、法律に基づきこれを支持する。

違約当事者が、約定された違約金が違約により生じた損失を著しく上回ると主張し、適度な減額を請求する場合は、立証責任を負わなければならない。非違約当事者が、約定した違約金は合理的であると主張する場合にも、相応の証拠を提出しなければならない。

当事者が、契約には違約金の調整をしてはならないと約定されていることだけを理由に、違約金の調整を行わないと主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

第 65 条 当事者が、約定された違約金が違約により生じた損失を著しく上回ると主張し、適度な減額を主張した場合、人民法院は、民法典第 584 条に規定する損失を基礎として、契約の主体、取引形態、契約の履行状況、当事者の過失の程度、契約履行の背景等の要素を合わせて考慮し、公平の原則と信義の原則に従って評価し、判断を下すものとする。

約定された違約金が生じた損失より 30% 以上高い場合、

人民法院は通常、生じた損失を著しく上回ると認定することができる。

悪意をもって違約した当事者の一方が、違約金の減額を請求した場合、人民法院は通常、これを支持しない。

第66条 当事者の一方が相手方に違約金の支払いを請求し、相手方は契約の不成立、無効、取消、効力不発生、確定、違約を構成しないこと、又は非違約当事者に損失が存在しないこと等を理由に抗弁し、著しく高額な違約金を調整するよう主張していない場合、人民法院は、当該抗弁を支持しなかったときに、当事者が違約金の調整を請求するか否かについて釈明を行わなければならない。第一審の人民法院が抗弁は成立すると判断したが釈明を行っておらず、第二審の人民法院は違約金を支払うべきであると判断した場合には、直接釈明を行ったうえで、当事者の請求に基づき、当事者が違約金を調整すべきか否かに関して十分な立証、質証、弁論を行った後で、法律に従って違約金の適度の減額について判決を下すことができる。

被告が客観的な理由により第一審の手続き中に訴訟に参加するために出廷しなかったが、第二審の手続き中に出席して訴訟に参加し、違約金の減額を請求した場合、第二審の人民法院は、当事者が違約金を調整すべきか否かに関して十分な立証、質証、弁論を行った後で、法律に従って違約金の適度の減額について判決を下すことができる。

第67条 当事者が留置金、担保金、保証金、契約金、デポジット又は予約金等を支払っているが、手付金の性質があることについては約定しておらず、一方が民法典第587条に規定される手付金に関する罰則の適用を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。当事者が手付金の性質があることを約定しているが、手付金の種類については約定しておらず、又は約定が不明であって、一方が違約手付金であると主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

当事者が手付金の支払いを契約締結の担保とすることを約定しており、一方が契約の締結を拒み、又は契約締結のための交渉時に信義則の原則に背いたことにより契約の締結ができなくなり、相手方が民法典第587条に規定する手付金に関する罰則の適用を主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

当事者が手付金の支払いを契約の成立又は発効の条件とすることを約定しており、手付金を支払うべき一方が手付金を支払っていないが、契約の主要な義務の履行が既に完了し、且つ相手方もそれを受け入れている場合、人民法院は、契約は相手方が履行を受け入れた時に成立又は発効したものと認定しなければならない。

当事者が手付金の性質は解約手付金であると約定して、手付金を支払った一方が、手付金の喪失を対価として契約の解除を主張した場合、又は手付金を受け取った一方が手付金の倍額を返還することを対価として契約の解除を主張した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

第68条 当事者双方のいずれにも契約の目的を実現不能にさせる違約行為があり、そのうち一方の当事者が手付金に関する罰則の適用を請求した場合、人民法院はこれを支持しない。当事者の一方には軽微な違約があるのみであり、相手方には契約の目的を実現不能にさせる違約行為があつて、軽微な違約当事者が手付金に関する罰則の適用を主張し、相手方が軽微な違約当事者にも違約が構成されることを理由に抗弁した場合、人民法院は当該抗弁を支持しない。

当事者の一方が契約の一部をすでに履行しており、相手方はこれを受け入れたうえで未履行部分の割合に従って手付金に関する罰則を適用するよう主張する場合、人民法院はこれを支持するものとする。相手方が契約全体について手付金に関する罰則を適用するよう主張する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、一部の未履行が原因で、契約の目的が実現不能となる場合を除く。

不可抗力により契約が履行不能に陥り、非違約当事者が手付金に関する罰則の適用を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

九、 附則

第69条 本解釈は、2023年12月5日より施行する。

民法典施行後の法的事実から生じた民事事件であつて、本解釈の施行後もまだ結審していない場合には、本解釈が適用される。本解釈の施行前に既に結審していて、当事者が再審を申請し、又は裁判監督手続きに従って再審が決定された場合には、本解釈は適用されない。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。